



相続人となれない人

= 相続分の基礎② =

川元麻衣公認会計士・税理士事務所

相続欠格

相続人となるはずの者でも、次の①～⑤のようなことを行えば、相続権を取り上げられて相続できなくなってしまうこと（民法第891条）

- ① 被相続人や自分より相続順位が先の人、自分と一緒に相続人となるはずの人に対し、殺人または殺人未遂で刑罰を受けた者
- ② 被相続人が殺されたことを知っていながら、その犯人を告訴・告発しなかった者
- ③ 被相続人を騙したり、脅かしたりして、遺言することや遺言の撤回、取り消し、変更することを妨害した者
- ④ 被相続人を騙したり、脅かしたりして、遺言させたりや遺言の撤回、取り消し、変更させた者
- ⑤ 被相続人の遺言書を偽造したり、破棄したり、隠匿した者

相続人の廃除①

ある推定相続人に対して相続させたくない場合、家庭裁判所の審判手続を経て相続権を取り上げてもらうこと（民法第892条）

- ✓ ある推定相続人が、被相続人の生前、その被相続人を虐待したり、重大な侮辱をしたり、相続人として相応しくない行いをしたときは、家庭裁判所に申し立てて相続権を取り上げてもらうことができる。
- ✓ 具体的な例としては、「金遣いが荒く被相続人の財産を減少させた」場合などが考えられる。
- ✓ 兄弟姉妹（第3順位）は廃除の対象から外れている。これは、兄弟姉妹には遺留分がないことから、被相続人の財産を自由に他人に与えることや遺言によって、その者に財産をあげないことにすることが可能のため。

相続人の廃除②

ある推定相続人に対して相続させたくない場合、「遺言」で相続権を取り上げてもらう意思を表示すること（民法第893条）

- ✓ 廃除は、「遺言」によって、その意思を表すことができる。
- ✓ この遺言があった場合、遺言執行者は、被相続人の死亡後速やかに、その相続人の相続権を取り上げてもらうよう家庭裁判所に申し立てなければならない。家庭裁判所がこれを認めた場合には、推定相続人は、最初から相続人でなかったことになる。

廃除の取り消し

被相続人は、ある相続人の相続権を取り上げた場合、いつでも取り消しを家庭裁判所に申し立てることができ、この取り消しは、遺言でもすることができるもの（民法第894条）

相続欠格と廃除の関係

家庭裁判所への申し立て

- 「相続欠格」：法律上当然に効果を生じるものであるから、家庭裁判所に審判手続などを申し立てるようなことは必要ない。
- 「廃除」：家庭裁判所に申し立てるか遺言でその意思表示を行う。

戸籍への記載

- 「相続欠格」：事実は戸籍に記載されない。
- 「廃除」：家庭裁判所において審判が確定するなどして相続権を失った場合、戸籍に記載される。

相続放棄

被相続人の死亡により一応生じた相続の効果を、相続人が確定的に消滅させ、相続放棄した者はその相続に関してははじめから相続人でなかったものとみなされること（民法第939条）

- ✓ 相続放棄は、熟慮期間内に家庭裁判所に申述して行う。
- ✓ 相続をした者に子がいても、代替相続は行われない。
- ✓ 相続放棄の詳細については、次回相続の承認とともに解説します。

相続人となれない人

- ✓ 相続できないとき → 相続欠格
- ✓ 相続させたくないとき → 相続廃除
- ✓ 相続したくないとき → 相続放棄